

寝屋川市障害福祉計画（第5期計画）

寝屋川市障害児福祉計画（第1期計画）

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の策定方針	1
第2章 障害者支援の推進方策	3
1. 障害者支援の推進体系	3
2. 計画期間における障害者支援の基本的な考え方	4
3. 計画期間に重点的に取り組む事項	5
4. 障害者・障害児支援の【成果目標】	7
(1) 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進	8
(2) 多様な地域生活を支えるサービス等の充実	10
(3) ライフステージを通じた発達支援の充実	12
(4) 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実	14
(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり	15
(6) 障害者支援のネットワークと担い手づくり	17
5. 成果目標を実現するうえでの【活動指標】	19
(1) 障害福祉サービスの見込量	19
(2) 地域生活支援事業の内容と事業量	19
(3) 障害児福祉サービスの見込量	19
第3章 計画推進シート	20
1. 計画推進シートの位置づけと内容	20
2. 取り組みの流れ	21

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定方針

(1) 計画の目的

本市では平成20年3月に策定した「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を障害者支援の基本的な指針と位置づけ、3年ごとに策定する「寝屋川市障害福祉計画」と一体的に推進することを通じて、市民、団体、事業者や関係機関のみなさんと協力して、PDCIの考え方に基づく計画的な事業等の推進を図っています。

平成27年3月に策定した第4期の障害福祉計画では、国の基本指針において障害福祉サービス等を推進するうえでの【成果目標】と、それを実現するための【活動指標】を設定するという考え方が導入され、PDCIサイクルの考え方によって着実に推進していくという方向性が示されました。

こうした経過をふまえ、本市では、障害福祉計画を障害者長期計画と連動させて推進してきた経験を活かし、障害のある人の地域での生活を総合的に支援するしかけのひとつとして、障害者長期計画と障害福祉計画を一体的に改定することにしました。新たに策定することになった障害児福祉計画も含め、3つの計画を連動させて推進することで、ライフステージを通じて自立した生活を総合的に支援するよう、取り組んでいきます。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法（第88条）に基づく「障害福祉計画」と児童福祉法（第33条の20）に基づく「障害児福祉計画」を包含し、ライフステージを通じた支援を行うための障害児支援サービスや障害福祉サービス等を推進するための計画です。

本市では、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画である「障害者長期計画」とも一体的に策定・推進することを通じて、障害のある人の生活を支援するさまざまな取り組みを体系的・総合的かつ計画的に推進します。

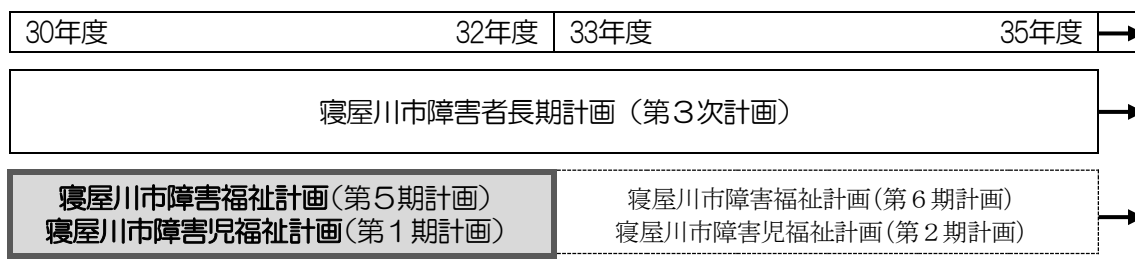
また、この計画は本市のまちづくりの目標と方向性を示す「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」、障害者支援に関わる各種の分野別計画等とも連動させ、分野を超えた連携による効果的な推進を図ります。

(3) 計画の期間

この計画は、国の基本指針に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画として策定します。

なお、障害者支援に関する制度や社会情勢等に大きな変化があった場合は、適宜、必要な見直しを行うこととします。

《計画の期間》



(4) 計画の策定方法

この計画は、障害者長期計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を密接に連携させて策定・推進するために、公募による市民や当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等の参加によって設置している「寝屋川市障害者計画等推進委員会」（計画推進委員会）での意見交換をふまえて策定します。

また、自立支援協議会を通じて、障害者支援に関する課題や計画に関する意見を集約し、計画の検討に反映しました。

計画に対する市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリック・コメントを実施するとともに、当事者のニーズを把握するためのアンケート調査や関係機関・団体等へのヒアリングを実施し、計画推進委員会での意見交換に反映しました。

あわせて、障害者支援に関わる事業を実施する部局で構成する庁内連絡会・ワーキング会議を開催し、連携して事業を推進していくための協議等を行いました。

(5) 計画の進行管理

この計画は、障害者長期計画で定めた基本的な方向性の実現に向けた具体的な取り組みを推進するよう、成果目標や活動指標をふまえて年度ごとに作成・更新する「計画推進シート」を通じたPDCIサイクルによって推進します。なお、「障害者支援の推進方策」の「(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり」など、地域共生社会づくりの視点で分野を超えた取り組みが必要な事項については、保健福祉のマスタープランと位置づけた地域福祉計画を中心として、関連する分野の計画と整合を図って推進していくよう、連携して取り組みます。

また、計画推進シートは、成果目標や活動指標に対する事業の実施状況等の評価（主に量的な評価）とともに、障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」がどのように達成されたかの評価（成果に基づく質的な評価）を行い、総合的な分析に基づく計画の推進を図っていきます。

第2章 障害者支援の推進方策

この計画では、国や大阪府の指針をふまえるとともに、寝屋川市障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」で定めた【取り組みの方向と目標】の実現に向けて、計画期間である平成30～32年度に取り組むことを、以下のように定めます。

1. 障害者支援の推進体系

この計画では、寝屋川市障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」をふまえ、以下の体系で取り組みを推進します。

- (1) 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進
[推進する取り組み] 情報提供の推進、相談支援の推進、権利擁護の推進
- (2) 多様な地域生活を支えるサービス等の充実
[推進する取り組み] 障害福祉サービス等の推進、包括的な支援のしくみづくり
- (3) ライフステージを通じた発達支援の充実《障害児福祉計画》
[推進する取り組み] 発達支援の体制づくり、障害の発見と療育の推進、生涯にわたる学習の推進
- (4) 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実
[推進する取り組み] 就労や社会参加の推進
- (5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり
[推進する取り組み] 理解し支えあうコミュニティづくり、バリアのないまちづくり、安全・安心なまちづくり
- (6) 障害者支援のネットワークと担い手づくり
[推進する取り組み] 障害者支援のネットワークづくり、障害者支援の担い手づくり

2. 計画期間における障害者支援の基本的な考え方

(1) 多様なニーズに対応する支援を充実する

一人ひとりの状態やニーズに応じた障害者支援を推進するため、従来の障害種別に基づく制度では狭間になりがちだった発達障害、難病・医療的ケア、高次脳機能障害、若年性認知症、視覚障害と聴覚障害の重複などの多様な障害に配慮した支援を充実します。

そのために、目に見えにくい障害なども含め、多様な障害や、障害のある人がもつニーズへの理解をすすめ、福祉サービスや各種制度をはじめ、さまざまな場面での挟間を解消していくよう、意識して取り組みます。

(2) 「地域共生社会」の実現に向けた障害者支援の具現化をめざす

だれもが自分らしく生活できるように支えあう「地域共生社会」を実現する取り組みをすすめるなかで、これまでも「共生」を重視して推進してきた障害者支援の考え方を広げながら、地域福祉や高齢者福祉、子育て支援などの取り組みとも連携し、生活者としてのニーズに着目した「丸ごと」の支援につないでいきます。

また、福祉と保健・医療、教育、雇用、住宅、交通、まちづくりなど、分野間の連携を強化することで、制度等の枠を超えてライフステージを通じた支援をすすめます。

(3) 「公」と「民」の多様な主体が、いっそう協働できるしくみを広げる

少子高齢化が進行し、社会や地域の状況の変化などによって多くの人が日常生活での“困りごと”を感じるなかで、地域の課題を「我が事」として理解し、支援が必要なときは受け手となり、おたがいさまの意識で“できること・したいこと”で担い手としても参加し、多くの多様な力が協働する「地域共生社会」をめざすことを通じて、障害のある人がもつさまざまな困りごとを解決する取り組みを推進します。

また、福祉サービスの担い手が多様化するとともに、地域での支えあいなども含めたさまざまな地域福祉活動が求められるなかで、「公」の責任を基盤としつつ「民」の多様性や柔軟性を活かした協働を推進するよう、自立支援協議会等のネットワークを活かした協議と、各種の事業や活動における協働を推進します。

3. 計画期間に重点的に取り組む事項

(1) 地域生活を支援する取り組みの推進

① 地域生活を包括的に支える支援の推進

- ・多様なニーズや状況に応じた自立生活を、地域のさまざまな力をあわせて支援するよう、精神障害者地域包括ケアを含め、高齢分野の取り組みなどとも連携した保健、医療、福祉と住まい、まちづくりなどの面の支援を一体的にすすめる地域包括ケアや、共生型サービスなどを推進します。
- ・自立生活援助、就労定着支援などの新たなサービスを推進するよう、サービス提供体制の確保を図るとともに、関連するサービス等との効果的な連携を、計画相談支援等を通じて推進します。

② 地域生活支援（拠点）システムの推進

- ・地域生活を支援するしくみを面的整備の手法で推進するうえで基幹的な事業として、事前に登録して備えを行うことで、緊急時に対応する「地域生活あんしん支援システム事業」、「体験宿泊プログラム事業」を推進するよう、相談支援やサービス提供を行う事業者と連携して取り組みます。
- ・地域で自立して生活するうえでの居住の場の充実を図るため、ニーズをふまえたグループホーム等の整備や、賃貸住宅等への入居を支援する取り組みを推進します。
- ・地域生活を支える体制を強化するため、支援に関わる機関等のネットワークの充実や専門的な人材の確保を推進します。
- ・面的整備の推進とあわせて、親亡き後の暮らしを支える機能も含めたさらなる拠点等の整備の必要性について、検討していきます。

③ 地域福祉計画との連携による「我が事・丸ごと」の取り組みの推進

- ・地域共生社会の実現に向けた法改正で地域福祉計画が福祉分野の上位計画と位置づけられ、高齢、障害、児童等の福祉に関して共通して取り組む事項や、包括的な支援体制の整備に関する事項が定められるようになることをふまえ、障害者支援に関連する取り組みが平成33年度からの第四次地域福祉計画に的確に位置づけられるよう、検討や協議をすすめます。
- ・そうした検討・協議を通じて、この計画に基づく事業等が分野や公・民の枠を超えた連携によって効果的に推進できるよう、計画のPDCIに反映させていきます。

(2) 障害児支援の充実

① 公民協働による切れ目のない発達支援体制の整備

- ・児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）の指定管理者制度での運営をはじめ、障害児支援において多様な「民」の事業者等の関わりが広がっていることをふまえ、本市の療育システムをさらに発展させて、公・民が各々の強みを活かして効果的に連携し、乳幼児期から学齢期、成人期へと切れ目なく支援できる体制を構築するよう、

障害児関係機関協議会（通称：五者協）や自立支援協議会の障害児部会などを活かしたネットワークを充実しながら推進します。

② 医療的ケアが必要な障害児、発達障害児などへの支援の充実

- ・医療的ケアが必要な障害児や保護者が抱えている多様なニーズを、分野を超えた関係機関等が連携して支援していくために、協議の場と支援の調整を行うコーディネーターを配置し、一人ひとりのニーズをふまえた取り組みを推進します。
- ・発達に関する遅れや障害を早期に発見し、適切な支援につなぐ取り組みを、母子保健、保育や就学前教育、学校教育などの場でいっそう効果的に推進するよう、情報の共有や引き継ぎなどの充実を図ります。また、一人ひとりの状況に応じた適切な対応や支援ができるよう、障害への理解や支援のスキルを高めるための情報提供や研修などを推進します。

③ 子ども・子育て支援と連携した取り組みの推進

- ・障害の有無にかかわらず、子どもが健やかに育つための支援を推進するよう、子ども・子育て支援の取り組みのなかでの障害児支援を推進するために、平成32年度からの次期子ども・子育て支援事業計画に障害児や保護者のニーズを的確に反映していくように、ニーズの共有や協議をすすめていきます。

（3）差別解消や虐待防止、意思決定等を含む自立生活支援の取り組みの充実

① 差別解消に向けた理解や取り組みの推進

- ・障害者差別解消法への理解を広げ、障害を理由とする差別等を防ぐとともに、日常生活や社会参加におけるバリアをなくすための合理的配慮を推進するよう、関係機関による障害者差別解消支援地域協議会を設置し、啓発や相談等を推進します。

② 虐待防止や対応の取り組みの充実

- ・自立支援協議会に権利擁護に関するワーキング会議を設置し、虐待防止センターや関係機関、事業者等の連携強化などによる、虐待防止のための啓発や支援を推進します。
- ・虐待に関する相談や通報に迅速かつ的確に対応するとともに、虐待を解消するための支援などを強化するよう、虐待対応プロセスの見直しなどをすすめます。

③ 後見的支援、意思決定支援等の推進

- ・障害のある人の成年後見制度の利用を促進するよう、成年後見制度利用支援事業を活用するとともに、法人後見などによる担い手の確保に取り組みます。
- ・“自分らしい生活”を送るうえでの意思決定支援を充実するよう、相談支援を通じた情報や経験の機会の提供等の環境整備や寄り添う支援などを推進します。

4. 障害者・障害児支援の【成果目標】

本市では障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に関する国・府の基本指針で示されている事項に加え、障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」に基づく取り組みを推進するため、以下の【成果目標】を設定し、体系的な取り組みを推進します。

【推進体系】	【成果目標】
1. 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進	① 多様な方法を活用した的確な情報伝達の推進 ② 計画相談支援等を活用したきめ細かな支援の推進 ③ 基幹相談支援センターを核とする総合的な相談支援体制の充実 [○] ④ 成年後見制度の利用と意思決定支援の推進 [○] ⑤ 差別解消への理解と配慮、調整の推進 [○] ⑥ 虐待防止への理解と予防・解決に向けた取り組みの充実 [○]
2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実	⑦ 地域生活への移行に向けた支援の充実 [◎] ⑧ 地域生活支援（拠点）システムの推進 [◎] ⑨ 精神障害者地域包括ケアシステムの構築 [◎] ⑩ 多様なニーズに対応する介護・生活支援サービスの確保 ⑪ 重度者、発達障害者、難病患者等への支援の充実 [○] ⑫ 居住型サービスと住まいの確保への支援の充実 ⑬ 自立した生活がおくれる経済的な基盤への支援の推進 ⑭ 障害に配慮した健康づくりや医療の推進
3. ライフステージを通じた発達支援の充実	⑮ 子ども・子育て支援と連動した切れ目のない障害児支援体制の整備 [◎] ⑯ 多様なニーズに対応する療育支援の推進 ⑰ 支援教育・高等教育、生涯学習の充実
4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実	⑱ 一人ひとりのニーズに応じた就労への支援の推進 ⑲ 福祉的就労での工賃向上の取り組みの推進 [◎] ⑳ 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実 [◎] ㉑ 多様な社会参加の場づくりと参加の支援・条件づくりの充実
5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり	㉒ 「地域共生社会」の実現に向けた学習や交流の推進 [○] ㉓ 市民・当事者による地域での支えあい活動の推進 ㉔ 合理的配慮の視点でのバリアフリー化と配慮・支援の推進 ㉕ 公民の役割を活かした災害への備えと支援体制づくりの推進 ㉖ 防犯・交通安全のためのソフト・ハードの取り組みの充実
6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり	㉗ 自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実 ㉘ 計画のPDCIを通じた全庁的な障害者支援の推進 ㉙ 障害者支援の多様な人材の確保 [○] ㉚ 情報公開や研修による支援の質の向上と安全確保 [○]

[◎] は国の基本指針案等で成果目標として示された事項、[○] は見直しのポイントとして示された事項、その他は障害者長期計画に基づき市が独自に定めた事項です。

(1) 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進

【取り組みの方向と目標（障害者長期計画）】

- ・ 本人やまわりの人などがニーズに気づき、的確な支援や主体的な活動などにつながるように、ライフステージを通じた生活に関するさまざまな情報をしっかり伝えます。
→ 情報提供の推進
- ・ 必要なときにきちんとつながり、本人の意思を尊重しながら自分らしい生活をおくるために、きめ細かく、的確に支援する相談支援のしくみを構築します。
→ 相談支援の推進
- ・ 弱い立場に置かれがちな人への差別や虐待を防ぎ、安心して暮らせるように支える包括的な権利擁護のしくみを構築し、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
→ 権利擁護の推進

【成果目標】

① 多様な方法を活用した的確な情報伝達の推進

- ・ 自立支援協議会等を活かして事業者や当事者・支援者・地域等の団体などと連携したり、スマートフォンやインターネット等のICTを活用した広報などの多様な手法によって、一人ひとりのニーズに応じた情報を的確に伝達する取り組みを推進します。

② 計画相談支援等を活用したきめ細かな支援の推進

- ・ 障害福祉サービスを利用する人への計画相談を推進するよう、事業者等と連携して、相談支援を実施する事業者や相談支援専門員の確保を図ります。
- ・ 自己決定を尊重した自分らしい生活を包括的に支えるプランとして内容を充実するよう、事業者等への情報提供や研修を充実します。また、セルフプランの作成を希望する人にも、委託相談支援事業所等による支援を推進します。
- ・ 支援が必要な人が相談やサービスにつながるように、相談支援事業所等がより身近に相談できる窓口となるとともに、アウトリーチ等によるニーズ把握をいっそうすすめていくよう、事業者等と連携して取り組みます。
- ・ 福祉事務所と相談支援事業所が連携を強化し、効果的な相談支援を行っていくよう、相談支援ネットワーク会議等を通じた情報共有と支援方策の検討などを推進します。また、情報共有を活かし、さまざまなニーズをふまえたサービス支給決定のガイドラインの設定や効果的な活用を推進します。
- ・ 経済的な面などを含めた生活のさまざまな困りごとに対応する生活困窮者自立支援事業などとも連携し、複雑な課題に寄り添う支援を推進します。

③ 基幹相談支援センターを核とする総合的な相談支援体制の充実【○】

- ・ 市と相談支援事業所が連携して運営する基幹相談支援センターは、①総合相談・専門

相談、②地域移行・地域定着、③地域の相談支援体制の強化、④権利擁護・虐待防止の4つの機能をいっそう充実するよう、市、相談支援事業所の各々の専門性を活かした分担・協働を、相談支援ネットワーク会議等で協議しながら推進します。

- ・地域生活支援（拠点）システムで実施する地域生活あんしん支援システム事業なども活かし、緊急時などに状況に応じた対応ができる相談支援の体制づくりを推進します。
- ・中核市への移行にともない設置する市保健所と連携して相談や支援を充実していくよう、市内連絡会ワーキング等を通じて調整などを行いながら推進します。
- ・地域包括ケアを深化させた「地域共生社会の実現」に向けて推進される、分野を超えた包括的な相談支援体制を構築するうえで、障害分野の相談支援や他分野との連携のあり方などを、地域福祉計画の改定とも関連づけて検討していきます。

④ 成年後見制度の利用と意思決定支援の推進 [〇]

- ・障害のある人の権利擁護について、差別解消、虐待防止、成年後見などのさまざまなテーマに関する当事者を含む市民や関係者の理解を広げていくよう、啓発や学習を推進します。
- ・成年後見制度利用促進法の施行もふまえて、日常生活での判断などに支援が必要な人を支える事業の利用を促進するよう、“親亡き後”の支援についての検討とも連動させながら、情報提供やさまざまな事業などを通じた呼びかけを行っていきます。
- ・自分らしい生活を実現するプランを作成するよう、計画相談支援やセルフプランの作成支援などを通じて、本人が主体的に意思決定できるためのサポートを推進します。
- ・障害者の成年後見を継続的に行ううえでの必要性もふまえて法人後見を推進するよう、関係者の理解を広げるための学習や、しくみづくりに向けた検討などをすすめます。
- ・認知症高齢者なども含め分野を超えた権利擁護支援のニーズに対応するため地域福祉計画に位置づけられた権利擁護システムの構築において、障害者の特性に応じた取り組みがなされるよう、関係部局等と連携して検討をすすめます。

⑤ 差別解消への理解と配慮、調整の推進 [〇]

- ・差別解消法への理解を広げ、差別的な取り扱いの防止や合理的配慮を徹底するよう、対応マニュアルに基づく市役所内の取り組みをすすめるとともに、市民・事業者等への啓発や情報発信を推進します。
- ・差別の解消に向けた調整などを行う差別解消支援地域協議会を、関係機関等の参加を得て設置し、事案への対応や防止のための啓発などを推進します。

⑥ 虐待防止への理解と予防・解決に向けた取り組みの充実 [〇]

- ・障害、高齢、児童、DV（ドメスティック・バイオレンス＝配偶者等からの暴力）などの複数の分野に関わるケースなども含め、虐待事案への対応と解決に向けた支援がより迅速、的確に行えるように、虐待対応プロセスの見直しを随時行っていきます。

(2) 多様な地域生活を支えるサービス等の充実

【取り組みの方向と目標（障害者長期計画）】

- ・自分らしい生活を支えるために、障害の重度化・多様化や高齢化などによる新たなニーズや、制度の狭間などのニーズにも対応した障害福祉サービス等を推進します。
→ 障害福祉サービス等の推進
- ・保健・医療・福祉や住まいの確保などを連動させ、地域での生活を包括的に支援するためのしくみづくりや取り組みを、高齢分野などとも連動させて推進します。
→ 包括的な支援のしくみづくり

【成果目標】

⑦ 地域生活への移行に向けた支援の充実 [◎]

- ・新たに実施する自立生活援助や地域移行支援、地域定着支援等を活用し、福祉施設や医療機関、親元などから地域での生活に移行する人への支援を推進します。
- ・“親亡き後”（加齢などによって介護や支援ができなくなることも含め）への不安に対応するため、情報や学習機会を提供し、備えを支援する取り組みを、自立支援協議会の地域活動支援部会等と連携して推進します。

⑧ 地域生活支援（拠点）システムの推進 [◎]

- ・登録制で備えをすすめることで緊急時に的確に対応する「地域生活あんしん支援システム事業」や「体験宿泊プログラム事業」を、事業者等と連携して推進します。
- ・「地域生活あんしん支援システム事業」などを安定的に実施するための体制整備や、地域での自立した生活を日常的に支援するための体制づくりと専門性を確保するための取り組みを、自立支援協議会等で協議しながら推進します。

⑨ 精神障害者地域包括ケアシステムの構築 [◎]

- ・精神障害者の地域移行・地域定着に向けた保健・医療・福祉の関係者の情報共有や協議の場を、自立支援協議会のネットワークを活かして設置し、退院支援、居住支援や退院後の生活支援など連携して推進します。この取り組みは、保健所（※）等とも連携し、高齢者保健福祉計画に基づいて推進している地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療・介護連携などとも調整を図りながら推進します。

（※）平成30年度は大阪府寝屋川保健所、平成31年度からは中核市への移行にともなって設置する市保健所と連携します。

⑩ 多様なニーズに対応する介護・生活支援サービスの確保

- ・本計画の【活動指標】として定める見込量等に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業等を確保するとともに、自分らしい生活を支えるサービスとして支援の質を高めるよう、事業者等と連携して取り組みます。

- ・新たに実施する共生型サービスや、関連する他分野のサービスと効果的に連携するとともに、市民などによる地域福祉活動とも協働し、多様なニーズに効果的に対応するよう、地域福祉計画や地域福祉活動計画とも連動させて推進します。
- ・補助犬を利用する人への支援や、介護ロボット、A I（人工知能）など、新たな手法などを活用した効果的な支援を推進するよう、検討を行います。

⑪ 重度者、発達障害者、難病患者等への支援の充実 [O]

- ・医療的ケアが必要な人なども含めた重度の障害、盲ろう、高次脳機能障害、発達障害、難病など、既存の制度やサービスでは対応しにくいケースに柔軟に対応する方策を、自立支援協議会等で協議しながら検討し、支援をすすめていきます。
- ・多様な状況に応じた支援ができるスキルを高めるために、事業者・従事者等への情報提供や研修を推進します。

⑫ 居住型サービスと住まいの確保への支援の充実

- ・“親亡き後”などの暮らしなども含め、地域での生活の基盤となる住まいを確保するため、グループホームの整備に対する支援、障害のある人に配慮した住宅の確保や入居を支援する方策などについて、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みや「Osakaあんしん住まい推進協議会」（居住支援協議会）等とも連携して検討します。

⑬ 自立した生活がおくれる経済的な基盤への支援の推進

- ・生活困窮者自立支援事業や生活保護等の各種制度を活用し、経済的な自立生活を支えていくよう、相談支援などによる支援を推進します。
- ・自立した生活をおくるための障害年金や各種手当等の充実に向けて、国や府などへの要望を継続して行います。

⑭ 障害に配慮した健康づくりや医療の推進

- ・障害者の心身の健康管理、健康づくり、二次障害の予防などのための主体的な取り組みへの支援を、新たに策定する健康増進計画と連動して推進します。
- ・入院時に意思を伝えることが難しい人などに対して、入院時コミュニケーション支援事業や重度訪問介護による支援を推進します。
- ・精神障害者地域包括ケアシステムや高齢分野の地域包括ケアシステムを活かし、福祉と医療が連携して地域での生活を支援する取り組みを推進します。
- ・発達障害や難病なども含め、障害のある人に配慮した医療を充実していくよう、保健所と連携した取り組みを推進します。

(3) ライフステージを通じた発達支援の充実《障害児福祉計画》

【取り組みの方向と目標（障害者長期計画）】

- ・保健・医療・福祉や教育などの分野や、「公」と「民」の多様な主体が協働し、妊娠期・乳幼児期から学齢期、成人期へと継続して発達を支援する体制をつくります。
→ 発達支援の体制づくり
- ・障害を早期に発見し、一人ひとりの状況やニーズに応じて療育や訓練を、さまざまなところで継続して行う体制をつくります。
→ 障害の発見と療育の推進
- ・障害の有無にかかわらず、就学前から学齢期、成人期にかけて生涯にわたってともに学ぶための環境づくりや、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
→ 生涯にわたる学習の推進

【成果目標】

⑮ 子ども・子育て支援と連動した切れ目のない障害児支援体制の整備 [◎]

- ・発達支援において民間の事業所等との関わりが広がっていることをふまえ、自立支援協議会の障害児部会を充実させるとともに、障害児関係機関協議会などとも連携した公・民の協働による発達支援のネットワークを充実し、各々の機関の“強み”を活かした支援を推進します。
- ・医療的ケアが必要な障害児への支援をするため、関係機関による協議の場を自立支援協議会のネットワークを活かして設置するとともに、支援における調整を行うコーディネーターを設置します。
- ・発達障害などを含む障害を早期に発見し、適切な支援につなぐように、乳幼児健診や母子保健事業、学校での取り組みなどと、障害児相談支援、障害児支援サービス等の連携を、いっそう推進していきます。
- ・障害児支援利用計画の作成やモニタリングを通じて、障害児支援サービスを適切に利用するとともに、本人や保護者などのニーズをふまえてさまざまな機関等が連携して支援できるよう、障害児相談支援と計画相談支援を充実します。また、個別の教育支援計画との連携を図るとともに、サポート手帳がさらに活用されるよう、作成や活用への支援をすすめます。
- ・障害児の保護者が、子どもの障害を理解して支援していけるように、相談支援や情報提供などを、いっそう推進していきます。また、必要な障害児支援サービスや障害福祉サービス等が利用できるように支援するとともに、地域との関わりによる支えあいなども推進していきます。

⑩ 多様なニーズに対応する療育支援の推進

- ・児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）が就学前の療育のセンター機能を担い、

さまざまなニーズをもつ子どもや保護者への専門的な支援や関係機関等のサポートなどを行うよう、指定管理者による運営を推進します。

- ・ 学齢期の療育・訓練の充実を図るよう、学校での取り組みを推進するとともに、児童発達支援センターが支援する方策などについて、自立支援協議会等で検討します。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもに対応した障害児支援サービスの充実を図るとともに、関係機関の協議の場を通じて、連携して支援する取り組みを推進します。
- ・ 本計画の【活動指標】で定める見込量等に基づき、新たに実施する訪問型の児童発達支援を含め、障害児支援サービスを確保するとともに、療育や保護者に対する質を高めるよう、事業者等と連携して取り組みます。
- ・ 子ども・子育て支援事業を利用し、多様な育ちを支援するとともに、健常児等との交流などもすすめていくよう、子ども・子育て支援事業計画と連動させて、ニーズに応じた受け入れ体制の確保を図るとともに、民間の保育園、幼稚園等を利用しながら継続的な療育ができるよう、連携や支援を推進します。
- ・ 障害児支援サービス等によって放課後などの支援が多様化していることをふまえ、一人ひとりのニーズや状況に応じた支援が適切に受けられるよう、各々の役割分担や支援の内容、支給決定などのあり方などに関する検討を行います。

⑰ 支援教育・高等教育、生涯学習の充実

- ・ 「地域でともに学び、育つ」ことを基本として、希望に応じた就学ができるよう、情報提供や支援を推進します。また、医療的ケアが必要な人なども含めた重度の子どもなども受け入れるための、ニーズに応じた教育環境の整備や支援を、府立の支援学校等とも連携して推進します。
- ・ 発達障害のある子どもへの支援を充実するよう、個別指導計画等を活用し、一人ひとりの状況に応じた指導や環境づくりを推進します。
- ・ 高校卒業後の学びの場についての希望が増えていることをふまえ、多様な取り組みの情報提供をすすめるとともに、市域での取り組みなどについて検討します。
- ・ 希望に応じて生涯学習・生涯スポーツ等に参加できるよう、障害者に配慮した事業の実施や施設等の改善、参加への支援などでの合理的配慮を推進します。

(4) 自己実現をめざす就労と社会参加の支援の充実

【取り組みの方向と目標（障害者長期計画）】

- ・自分らしい生活をおくるうえで多様な“思い”に基づく就労や社会参加ができるよう、選択できる場や障害に応じた環境づくり、踏み出すための支援などを推進します。

→ 就労や社会参加の推進

【成果目標】

⑱ 一人ひとりのニーズに応じた就労への支援の推進

- ・一人ひとりのニーズに応じた就労や日中活動に向けて、状況にマッチした相談や訓練などの支援、アフターフォローなどを、関係機関が連携して効果的にできるしくみを充実するよう、自立支援協議会等で検討します。
- ・本人の希望や障害の状況などに応じた福祉的就労や日中活動ができるよう、本計画の【活動指標】で定める見込量等をふまえて事業所の確保を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援や環境づくり、やりがいのある仕事・活動づくりなどを、事業者等と連携して推進します。
- ・発達障害や難病などの多様な障害に対応した就労支援をすすめるために、情報共有や支援者のスキルを高める取り組みを、事業者等と連携して推進します。

⑲ 福祉的就労での工賃向上の取り組みの推進 [◎] (※) 大阪府独自の成果目標

- ・就労継続支援（B型）事業所での工賃向上に向けて、各々の事業所の状況に応じた取り組みを福祉施設協議会等と連携して推進するとともに、市などで優先調達をいっそう広げていくよう取り組みます。

⑳ 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実 [◎]

- ・企業などでの障害者雇用を増やしていくよう、自立支援協議会の就労支援部会でネットワークを広げながら、理解の促進や支援制度の周知などの情報発信をすすめます。
- ・市役所内で実施している庁内実習などを通じて、障害者雇用への理解や仕事の創出などをすすめながら、障害者雇用を推進します。
- ・新たに実施する就労定着支援も活用し、就労後の仕事や生活面での継続的な支援を推進します。

㉑ 多様な社会参加の場づくりと参加の支援・条件づくりの充実

- ・障害のある人がさまざまな社会参加の活動に参加できるよう、活動の内容や参加のための手続き、移動やコミュニケーションなどの面での合理的配慮への理解や、適切な対応を促進するための取り組みを、差別解消支援地域協議会を通じて推進します。

(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり

【取り組みの方向と目標（障害者長期計画）】

- ・ 障害のある人もない人もみんなが理解しあい、尊重しあってふれあい、一人ひとりが“できること・したいこと”で気持ちよく支えあうまちをつくります。
→ 理解し、支えあうコミュニティづくり
- ・ 一人ひとりの障害に配慮して移動やコミュニケーションなどのバリアをなくし、安全で快適に暮らせるまちをつくります。
→ バリアのないまちづくり
- ・ 「公」と「民」が力をあわせ、災害、犯罪、交通事故などから安全なだれもが安心して暮らせるまちと、いざというときに的確に支えあえるしくみをつくります。
→ 安全・安心なまちづくり

【成果目標】

② 「地域共生社会」の実現に向けた学習や交流の推進 [○]

- ・ 多様な障害への理解をすすめるように、障害のある当事者も参加し、交流しながら理解しあう学習を、地域福祉計画、地域福祉活動計画等とも連携しながら、学校、地域、職域などの多様なところや場面で推進します。

③ 市民・当事者による地域での支えあい活動の推進

- ・ 障害者が地域で生活するうえでの困りごとを理解し、日常からの支えあいをすすめる取り組みを、地域福祉計画、地域福祉活動計画や、多くの人に関心をもつ災害時の支えあいのしくみづくりなどとも連動させて推進します。
- ・ 障害のある人が担い手となった活動として、ピアカウンセリング、ピアサポートや当事者が交流できる居場所づくりなどの取り組みを、自立支援協議会や事業所等と連携して推進します。

④ 合理的配慮の視点でのバリアフリー化と配慮・支援の推進

- ・ 道路や公園等の都市施設や建築物、公共交通機関などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を、まちづくりの取り組みと連動させて推進します。
- ・ 障害は社会の障壁によってつくられているという「社会モデル」の考え方への理解をすすめる、日常生活や社会参加におけるさまざまな場面での、一人ひとりの困りごとに対応する合理的配慮としてのバリアフリー化やきめ細かな対応などを推進します。

⑤ 公・民の役割を活かした災害への備えと支援体制づくりの推進

- ・ 災害に対する一人ひとりの意識を高め、いざというときのための備えや訓練などをすすめる取り組みを、団体や事業者等とも連携して推進します。

- ・災害時の避難などに支援が必要な人に的確な支援ができるように、プライバシーに配慮して情報を共有し、備えや支援体制づくりを推進します。
- ・障害のある人に配慮した情報提供、避難路・避難所の整備や資機材等の準備、避難所での配慮や支援のためのマニュアルの作成や活用のための訓練などを、関係機関や団体等と連携して推進します。また、災害時に継続して福祉や医療のサービスが利用できるようにするための検討を、事業者等と連携して推進します。

⑳ 防犯・交通安全のためのソフト・ハードの取り組みの充実

- ・防犯や交通安全の意識や自分の身を守るための知識などを高めるとともに、まわりの人が障害の特性を理解し、適切な見守りや支援ができるよう、関係機関や団体等と連携して情報提供や学習をすすめ、地域での実践を推進します。
- ・犯罪や交通事故、公共交通機関を利用する際の事故などを防ぐための設備などの整備を、関係機関等とも連携して推進します。

(6) 障害者支援のネットワークと担い手づくり

【取り組みの方向と目標（障害者長期計画）】

- ・ 障害者の生活に関わる多様な主体が協働し、それぞれの“強み”活かした効果的な支援のしくみづくりや取り組みを、計画的に推進します。
→ 障害者支援のネットワークづくり
- ・ さまざまな障害者支援の担い手を増やすとともに、自分らしい生活を支えるという視点で支援の質を高めていきます。
→ 障害者支援の担い手づくり

【成果目標】

⑳ 自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実

- ・ 第5期の自立支援協議会は、これまでの取り組みの成果と課題をふまえ、障害福祉計画といっそう連動し、公民協働で計画を推進することを目標として、PDCIの考え方による部会・全体会の運営を推進します。
- ・ 医療的ケア児の支援、精神障害者の地域包括ケアシステムの構築などをすすめるための協議の場を設置し、協働による取り組みを推進します。
- ・ 営利法人なども含め、多様な主体が障害福祉サービス、障害児支援サービス等の提供に参入している状況のなかで、多様な機関等が連携して包括的な支援を行っていくための連携に向けた取り組みを推進します。

㉑ 計画のPDCIを通じた全庁的な障害者支援の推進

- ・ 計画に関連する事業を着実に推進するため、成果目標に沿った計画推進シートを事業の担当部局で作成するとともに、庁内連絡会・ワーキングで共有し、連携して事業を実施したり、各々の事業に反映するなど、効果的なPDCIによる推進を図ります。

㉒ 障害者支援の多様な人材の確保 [O]

- ・ 福祉サービスの従事者を確保するため、“福祉のしごと”への理解やイメージアップに向けた取り組みをすすめるとともに、就業環境の改善を支援するなどの取り組みを、地域福祉計画や他の分野の計画などとも連携して推進します。
- ・ 地域での市民どうしの支えあいをすすめていくよう、地域福祉への関心を高めながら、“できること・したいこと”での参加を促進するよう、地域福祉計画や地域福祉活動計画などと連携して推進します。そのなかで、当事者どうしの支えあいも含め、障害のある人への支援をすすめていくよう、障害への理解を広げるとりくみと連動させて推進します。

㉓ 情報公開や研修による支援の質の向上と安全確保 [O]

- ・ サービスの第三者評価や情報公開の推進を通じてサービスの質の向上を図っていくよ

- う、事業者への呼びかけや支援を推進します。
- 一人ひとりのニーズに応じて自分らしい生活を支えるための質の高い支援を行っていくよう、事業者・従事者への継続的な研修などを、福祉施設協議会や事業者連絡会等とも連携して実施します。

5. 成果目標を実現するうえでの【活動指標】

国・府の基本指針では、【成果目標】を達成するための【活動指標】となるサービスや事業の量を見込むこととしており、国・府が示した【成果目標】に対応する【活動指標】を以下のように定めます。

なお、本市が独自に設定した【成果目標】については、年度ごとに作成する「計画推進シート」で具体的な取り組みを定め、PDC Iサイクルで推進していきます。

(1) 障害福祉サービスの見込量

(未)

(2) 地域生活支援事業の内容と事業量

(未)

(3) 障害児福祉サービスの見込量《障害児福祉計画》

(未)

第3章 計画推進シート

1. 計画推進シートの位置づけと内容

障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」と、それを推進するために障害福祉計画・障害児福祉計画で定めた【成果目標】に基づく取り組みを、PDCIサイクルに基づいて推進するため、計画推進シートを活用します。

計画推進シートでは、以下の事項を定めることとします。

① 年度の重点事項

- ・「3年間で重点的に取り組む事項」もふまえて、【成果目標】のなかで年度中に特に重点的に取り組むことを定めます。

② 年度の取り組み

- ・【成果目標】ごとに、前年度の成果と課題もふまえて年度中に取り組むことや取り組みの視点を定めます。
- ・シートには、実績や背景となる事項なども含めた数値等のデータも記載し、科学的な推進を図っていきます。

また、つぎのような内容シートを作成します。

A. 組織別総括表

- ・担当部局、部会等ごとに、【成果目標】のうち関連項目に実施する事業等を記載し、関連する取り組みを包括的に推進します。

B. 組織別個票

- ・【成果目標】ごとに、各担当部局・部会等のPDCIを経年的に記載し、取り組みの成果と課題をふまえたスパイラルアップの事業展開を図ります。

C. 【成果目標】別集約表

- ・【成果目標】ごとに、担当部局・部会等の組織別個票を集約し、関連する事業等の効果的な分担と協働による推進を図ります。

D. 全体集約表

- ・【成果目標】別集約表に記載された事項の概要（ポイント）をとりまとめ、計画全体の進行管理を包括的な視点で行います。
- ・進行管理においては、【成果目標】や【活動指標】に基づく事業実施状況等の量的評価に加え、障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」の達成状況の質的評価を含めた包括的な分析を行います。

2. 取り組みの流れ

(1) 庁内関係部局・庁内連絡会での取り組み

- ・計画に関連する事業について、担当部局ごとに年度ごとに実施する内容や目標などの計画を作成し、実施状況を評価して、次年度の取り組みや、次期計画に反映するなどして長期的に推進すべきことなどを記載します。



- ・長期計画の推進方向（分野ごと）を基本として設置する庁内連絡会ワーキングで各部局の取り組み状況や課題を共有し、各々の事業に反映させたり、協働での取り組みを推進します。



- ・さらに、庁内連絡会（全体会）で共有し、分野を超えた取り組みを推進するとともに、施策化すべき事項などについての協議を行います。

(2) 自立支援協議会での取り組み

- ・各部会では、ワーキングで作成する年度ごとのワークシートに計画の推進に関わる取り組みも含めて記載し、取り組みの成果や課題を部会会議に報告します。また、次年度のワークシートに、計画に関わる取り組みも記載します。



- ・部会会議では、関連する庁内連絡会のワーキングとも協働して、各々の取り組み状況や課題を共有し、「公」と「民」が各々の役割を担って協働で推進する方法を検討するとともに、自立支援協議会の全体会議、庁内連絡会（全体会）に提起して全体で取り組む事項などについて協議します。



- ・全体会議では、各部会の取り組みの共有、相談支援事業の評価とあわせて、部会会議で協議した計画に基づく取り組みの課題を協議し、各部会で連携して取り組む事項や、施策化すべき事項などを協議します。

(3) 計画推進委員会での取り組み

- ・【成果目標】ごとの計画推進シートのまとめをもとに、前年度の進捗状況や課題のチェックを行います。また、今年度の計画を確認し、事業等の実施についての提案や協議を行います。



- (※) 進捗状況等のチェックの結果や事業等の実施に関する意見を、庁内連絡会（全体会）を通じて関係部局および自立支援協議会の各部会に報告し、各々での取り組みに反映します。